

日本フレックス



月額 **1,500円** で **3つの安心**
街の社長さんを応援します！

ケガの
防止

安全で快適な
職場づくりを
応援します

福利
厚生

心豊かで
活力ある生活を
支援します

ケガの
補償

24時間中の
ケガを
補償します

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団

この街と生きていく

共済制度のお申込みは信用金庫へ

SHINKIN 信用金庫

日本フルハップとは

- 日本フルハップは、中小企業の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的に昭和63年に設立された公益財団法人で、令和5年に「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律」に基づく共済団体として認可を受けています。
- 中小企業の事業主やそこで働く従業員の方々の安全と健康を確保し、福利厚生充実を図るため、ケガの防止、福利厚生、ケガの補償の3つの事業を行っています。



加入資格

会員になれる方(会員資格)

中小企業（常時使用する従業員の数が300人以下、または資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下）の法人または個人事業主が会員になれる。

加入者になれる方(加入者資格)

会員の事業所で働いている満18歳以上の次のいずれかに該当する方が加入できます。

役員	取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事等の登記をされている方
事業主	個人事業主の方
家族従業者	役員または事業主の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）にあたる方
一般従業者	原則として雇用保険の被保険者の方

※要介護の認定を受けている方、プロボクシングなど危険業種の方、官公署に常時勤務している公務員の方など、会員の事業所で働いていても加入できない場合がありますので、加入申込の際には加入申込書裏面の「加入資格について」をご確認ください。
※加入資格のない場合は、ケガについての共済金や各種助成金をお支払いできません。

会費

加入者1名につき 月額1,500円

- ・会費は業種、年齢に関係なく一律です。
- ・会費は毎月7日（休業日の場合は翌営業日）に信用金庫の法人名義または個人事業主名義の預金口座から、自動振替でお支払いいただきます。
- ・初回会費は加入翌月に請求します。
（翌月の請求に手続きが間に合わないときは、第2回会費と合算して加入翌々月に請求します）
- ・加入期間中にお支払いいただいた会費はお返しできません。



会費の経理処理について

会費(1,500円)にはケガの補償のために必要な経費として共済掛金相当部分(852円)が含まれています。

		振替口座	税務上の処理	勘定科目
法人事業所		法人名義	全額損金に計上	諸会費等
個人事業所	事業主および事業主と生計を一にする配偶者その他の親族	事業主名義	共済掛金相当部分(852円)は事業主個人の負担となり、経費となりません 共済掛金相当部分以外(648円)は必要経費に算入	事業主貸 諸会費等
	その他の加入者	事業主名義	全額必要経費に算入	諸会費等

ケガの防止

職場の安全衛生設備や職場環境改善などに対する助成を行い、安全で快適な職場づくりを応援します。
※制度の詳細は、重要事項説明書でご確認ください。

加入日以前、脱退後、会費の払込がなされていない期間中（翌々月の振替日までに会費振替ができた場合を除く）のものは助成対象外です。

安全で快適な職場づくりのための助成

下記の対象項目を購入・実施した場合に助成します。
※全ての助成項目は重要事項説明書に記載しています。

- 購入（測定等は実施）し、納品日（実施日）から1年以内に所定の助成申請書が到着したものが対象です。
★は2026年4月1日以降に購入したものが対象です。
- 業務中に会員事業所の従業員が使用するもの、および職場*1において実施する測定等が対象となります。

職場の安全を確保するための助成

- 保護帽（ヘルメット）
- 安全靴・耐滑靴（先芯あり）
- 墜落制止用器具（安全帯）
- 作業用踏み台または脚立
- 台車
- 消火器・消火装置
- パワーアシストスーツ ★
- テールゲートリフター ★ など



快適な職場づくりのための助成

- エアコン
- 扇風機
- サーキュレーター
- ファン（冷却装置）付き作業服
- 暖房用ストーブ・ヒーター
- 空気清浄機
- 照明機器
- 加湿機・除湿機 など



職場の安全衛生管理推進のための助成

- 防じんマスク
- 防毒マスク
- 作業環境測定
- 特殊健康診断
- AED（自動体外式除細動器）
- 熱中症指数計 ★
- 熱中症対策ウェアラブルデバイス ★ など



交通事故を防止するための助成

- スタッドレスタイヤ
- タイヤチェーン
- ドライブレコーダー
- アルコール検知器
- 自転車用・バイク用ヘルメット



アスベスト（石綿）を除去した場合の助成

プレス機械特定自主検査の助成 ※1台あたり3,000円、年度間7台まで。

助成金について

※プレス機械特定
自主検査の助成は除く

- 購入・実施費用の1/2を助成します。
- 但し、納品・実施の年度（4月～翌年3月末）ごとに合計して下表の助成限度額が上限です（加入年数・加入者数により異なります）。

加入年数*2		1～3年目	4～6年目	7～9年目	10～12年目	13～15年目	16年目～
*3 加入者数	1名	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
	2名以上	該当する加入年数の「1名の助成限度額」×「加入者数」となります					

【助成対象とならないもの】

①リース・レンタル、修理、移設、自作品や自社施工費、国外の事業所で使用するもの ②値引額、ポイントやクーポン使用額、長期保証料金、分割払手数料

安全衛生の啓発

- 安全運転コンクール
- 安全衛生や交通安全に関する資料の配布 等

安全衛生教育の支援

2026年4月1日以降に受講し、修了したものが対象です。

中央労働災害防止協会が実施する研修・セミナーを受講し、修了した場合に受講料の1/2（但し「加入者数*3×10,000円」が上限）を助成します。

※研修・セミナーの修了日から1年以内に所定の助成申請書が到着したものが対象です。

*1 社宅等生活のために供する場所は職場に含みません

*2 「加入年数」は、加入した年度を1年目とし、納品・実施時点の年数とします

*3 「加入者数」は、申請の前々月末の人数を基準とします（加入翌月末までは加入時の人数を基準とします）

※記載内容は2026年4月1日現在のものです。各種事業の内容については変更になる場合があります。

福利厚生

中小企業の皆さま、そしてそのご家族の心豊かで活力ある生活の実現を支援します。

※制度の詳細は、重要事項説明書でご確認ください。

加入日以前、脱退後、会費の払込がなされていない期間中（翌々月の振替日までに会費振替ができた場合を除く）のものは助成対象外です。

人間ドック受診の助成

加入者が人間ドック等助成対象となる健診を受診した場合に助成します。

助成対象となるもの

人間ドック、生活習慣病予防健診、協会けんぽ一般健診、PET検査（全身）、脳ドック
※受診した日から1年以内に所定の助成申請書が到着したものが対象です。

助成額

受診金額（本人負担額）の1/2
（1人1回10,000円が上限）

助成回数

受診した年度間1人1回まで
（年度とは4月～翌年3月末、以下同じ）

対象者

加入者



【助成対象とならないもの】①健康保険適用の検査（再検査、診療目的の検査等）②特定健康診査 ③定期健康診断（労働安全衛生法に基づく健診等）など

保養施設宿泊助成

日本フルハップが契約している全国各地の契約保養施設に宿泊する際に助成します。

助成対象となるもの

日本フルハップが契約している契約保養施設（約60カ所）
※施設利用日の1週間前までに申請したものが対象です。

助成額

1人1泊2,000円（小人は1,000円）
※小人：3歳以上小学生以下

助成の内容

助成回数：1会員事業所あたり年度間3回の旅行まで
泊数：1旅行あたり2泊が上限
利用人数：1泊あたり「加入者数×6名」が上限

対象者

会員事業所の事業主、役員、従業員とその家族



休暇村 紀州加太

保養所一覧は
こちら



【助成対象とならないもの】①キャンプ場のご利用 ②宿泊後に助成申請をした場合 ③宿泊代の事前支払いをした場合 など

研修助成・通信教育助成

人材の育成を図るため、下記の研修・通信教育を受講し、修了した場合に助成します。

助成対象となるもの

研修助成：全国の中小企業大学校が中小企業向けに実施する研修
通信教育助成：日本技能教育開発センター（略称/JTEX）が実施する通信教育講座のうち、日本フルハップが指定するもの
※研修または通信教育の修了日から1年以内に所定の助成申請書が到着したものが対象です。

助成額

受講料の1/2
但し、1会員事業所あたり修了した年度ごとに、研修助成・通信教育助成の合算で「加入者数×10,000円」が上限
※加入者数は申請の前々月末の人数を基準とします（加入翌月末までは加入時の人数を基準とします）。

対象者

事業主が許可した従業者

研修機関一覧は
こちら



イベント（催物）への招待等

会員広報誌「まいんど」で毎月ご案内する催物の招待券やご当地グルメ商品を応募いただいた会員の中から抽選で提供します。

- 観劇、コンサート、プロ野球等への招待
 - 観劇、歌謡ショー、コンサート
 - お笑い劇場・寄席
 - プロ野球・Jリーグ観戦等のスポーツイベント
 - 映画鑑賞、納涼船、美術館、水族館等のレジャー施設 など
- ご当地グルメ商品の提供
 - 厳選したご当地グルメ商品をプレゼントします。



※写真はすべてイメージです

各種無料相談

日ごろ事業所や身の回りで起こるさまざまな問題について、電話または面談にて、専門家がご相談に応じます。

※Zoomによるオンライン面談もご利用いただけます。

種類（相談員）	内容
法律相談（弁護士）	金銭、交通事故、相続・遺言等あらゆる法律の問題について
税務相談（税理士）	法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税等あらゆる税務の問題について
労務相談（社会保険労務士）	社会保険、雇用・解雇問題、労働災害等の防止および就業規則等あらゆる労務管理の問題について

各種割引サービス

日本フルハップと契約している旅行パック商品やレンタカー等を利用する場合の割引サービス、その他各種優待サービスをご利用いただけます。

会員広報誌「まいんど」の発行

日本フルハップから会員の皆さまへのお知らせや情報の提供を行うため、会員広報誌「まいんど」を毎月発行しています。

「まいんど」は、イベント（催物）への招待等のご案内に加え、事業に役立つ情報、教養・食・趣味・健康等日常生活に参考としていただけるテーマを主な内容としています。



その他の制度等

- 総合健康懇談（相談）会
- 介護にあたる方の疲労回復に対する助成
- 「心とからだの健康づくり」セミナーの開催
- 「エコアクション21」認証・登録に対する助成

※「エコアクション21」は、環境省が策定した環境マネジメントシステムです。この助成制度は2028年3月31日をもって終了します。

ケガの補償

加入者（被共済者）がケガが原因で通院・入院した場合や医師の往診を受けた場合、また障害が残った場合や死亡した場合に、共済金を会員（共済契約者）にお支払いします。
※制度の詳細は、重要事項説明書でご確認ください。

「中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律」による共済として実施しています。

補償の特色

- 工作中、交通事故、家庭でのケガなど、国内での**24時間中のケガを補償**します。
- 補償の期間はケガをした日から**最高1年間の長期補償**です。
- ケガによって**障害が残った場合は**、障害の程度に応じて、日本フルハップの規約に定める障害補償等級区分により**最高1,000万円まで補償**します。
- 通院・入院・往診共済金は治療の**初日分よりお支払い**します。
- 共済金は**他の共済や保険とは関係なくお支払い**します。

※ケガとは、急激かつ偶然の外来の事故により身体に被った傷害をいいます。

※共済金のお支払いができない場合（病気、国外における事故により生じたケガ、腰痛など）や、共済金のお支払いが制限される場合（頸部症候群、契約期間において加入者1名あたりの共済金の上限額は1,580万円など）があります。詳しくは重要事項説明書をご確認ください。

補償の内容

共済金は、傷害を被った加入者またはその遺族の生活補償および加入者の受傷に伴って会員が負担する資金の財源確保を目的にお支払いします。

加入者がケガで	ケガをした日から起算して	
	180日まで	181日以降1年以内
通院したとき	1日 2,500円	1日 2,000円
入院したとき	1日 5,000円	1日 4,000円
医師の往診を受けたとき	1回 5,000円	1回 4,000円
障害が残ったとき	1,000万円（1級）～15万円（14級）	
死亡したとき	1,000万円	

●補償対象となる医療機関

医療法または柔道整復師法に定める①病院、②診療所、③整骨院（通院補償のみ）※鍼灸院等は対象になりません。

●請求の時効

支払事由（ケガによる通院・入院など）が生じた日の翌日から3年以内に請求がないと時効となります。

ケガの事例

職場でのケガ



作業中に踏み外し足場台から落下

交通事故によるケガ



自転車と車が衝突

家庭でのケガ



段差につまずき転倒

スポーツ・レジャー中のケガ



サッカー中に足を捻挫

制度利用事例

24時間中の「ケガの補償」はもちろん、
職場の安全も、社員の健康も
バックアップ！

A事業所

鉄工所
(個人事業所)

1名加入
(年間の合計会費)
18,000円

加入1年目
の場合

ケガの防止

安全靴	購入額	8,000円
ヘルメット	購入額	2,000円
台車	購入額	5,000円
年間購入額		15,000円
助成額		5,000円

福利厚生

人間ドック	受診料	30,000円
助成額		10,000円

ケガの防止

+

福利厚生

助成額の
合計

15,000円

B事業所

工務店
(法人事業所)
※協会けんぽ加入

10名加入
(年間の合計会費)
180,000円

加入5年目
の場合

ケガの防止

ファン付き作業服 10着	購入額	180,000円
墜落制止用器具 10個	購入額	70,000円
脚立	購入額	15,000円
年間購入額		265,000円
助成額		60,000円

福利厚生

人間ドック (協会けんぽ一般健診) 10名	受診料	52,820円 (1人あたり 5,282円)
助成額		26,410円

ケガの防止

+

福利厚生

助成額の
合計

86,410円

C事業所

飲食店
(個人事業所)

3名加入
(年間の合計会費)
54,000円

加入10年目
の場合

ケガの防止

空気清浄機	購入額	30,000円
タイヤチェーン	購入額	10,000円
LED電球8個	購入額	8,000円
年間購入額		48,000円
助成額		24,000円

福利厚生

人間ドック3名	受診料	90,000円 (1人あたり 30,000円)
助成額		30,000円
保養施設での宿泊(1泊) 大人2名・小学生2名	助成額	6,000円
助成額計		36,000円

ケガの防止

+

福利厚生

助成額の
合計

60,000円

ご加入にあたって

加入申込書兼会費預金口座振替届出書に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。日本フルハップが加入資格などを審査し、加入申込を承諾したときは、会員証のほか、規約、会員ハンドブックなどをお送りします。

- 代表役員または事業主は自ら「加入者」になっていただかなければなりません。
- 加入日は日本フルハップの募集人が加入申込書を受領した日、または日本フルハップに加入申込書が到達した日のうち、どちらか早い方の日付となります（増員の場合も同様）。なお、各種事業の利用につきましては、加入日の翌日午前0時以降に発生したものを対象とします。
- 加入申込には、加入者ご本人による同意の押印または署名が必要です。
- 加入申込書の「加入目的の確認」「告知事項」「共済内容の確認」について、すべてありのままをお答えください。
- 会員が故意または重大な過失により事実を告げなかったとき、または事実でないことを告げたときは、日本フルハップは契約を解除することがあります。
- 詳細については加入申込書に貼付している「重要事項説明書」をご覧ください。

※加入契約は1年間で、その後の契約は原則として自動更新です。

重要事項説明書について

ご加入にあたっては、「契約概要」と「注意喚起情報」を掲載した「重要事項説明書」（加入申込書に貼付）の内容に同意が必要です。

- 重要事項説明書をご確認いただくにあたり特に重要な点は以下の通りです。
 - ・重要事項説明書は、お客さまご自身でお読みになること。
 - ・「共済金をお支払いできない場合」等お客さまにとって特に不利益な情報が記載された部分をお読みになること。
 - ・他の共済や保険などを解約して、日本フルハップに加入される場合は、補償の内容等の違いをよく確認していただくこと。
- ※「注意喚起情報」には、「保険契約者保護機構」（日本フルハップは保険契約者保護機構制度の対象外であること）、「契約の更新について」、「法令上の制限について」を掲載しておりますので、これらの内容もご確認ください。

「重要事項説明書」は日本フルハップのホームページにも掲載しています



〈募集人について〉


信用金庫の担当者（募集人）は、お客さまと日本フルハップとの共済契約の締結の媒介を行う者で、共済契約の締結の代理権はありません。

したがって、共済契約はお客さまからのお申込みに対して日本フルハップが承諾した場合に有効に成立します。

〈引受共済団体〉

公益財団法人 日本中小企業福祉事業財団
(略称/日本フルハップ)

大阪市中央区大手前2-1-2 国民會館大阪城ビル

 0120-14-2682
06-6949-3385 (有料)

〈共済代理店〉

- ・日本フルハップは、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断します。
- ・日本フルハップは、「個人情報保護方針」を定め、会員の皆さまの個人情報保護に万全を期しています。

